

令和8年2月

お客様各位

帯広信用金庫

外国送金（仕向送金）の取扱店変更について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

近年、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下、マネロン等対策）の強化は国際的な重要課題とされ、特に外国為替業務については、リスクが高い取引として厳格な対応を要請されております。

このような状況から当金庫はマネロン等対策を目的として、外国送金（仕向送金）の取扱いについて、受付可能店舗を下記の通り制限させていただきます。

お客さまにはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 変更開始日

令和8年5月11日（月）

2. 外国送金受付対象者の一部制限

「過去に当金庫にて外国送金取引の実績のあるお客様」に制限させていただきます。

3. 受付可能店舗

本店、大樹支店、土幌支店、木野支店、札内支店、柏林台支店

以上

豊かな十勝の未来のために

